

令和6年1月15日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う留意点（厚生労働省医政局所管法令関係）

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）が令和6年1月11日に公布・施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）の規定の一部が、令和6年能登半島地震による災害に適用されることとなりました。

これに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区宛てに事務連絡を発出しましたので、貴団体におかれましても御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和6年1月15日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う留意点（厚生労働省医政局所管法令関係）

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号。以下「政令」という。）が令和6年1月11日に公布・施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）の規定の一部が、令和6年能登半島地震による災害に適用されることとなりました。

これに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

記

第1 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責について

- 1 履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和6年4月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われない。（法第4条、政令第4条）
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第4条第2項の規定の適用を受けけるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の義務に係る法第4条第2項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口へ照会されたい。

(1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）関係

- ・病院等の開設等の届出義務（第 8 条、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条）
- ・使用前検査の実施義務
（第 27 条、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 23 条）
- ・組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）で定めるところによる医療法人の登記義務
（第 43 条第 1 項）
- ・医療法人又は地域医療連携推進法人の事業報告書等の届出義務（第 52 条第 1 項等）
- ・医療法人又は地域医療連携推進法人の清算人による公告義務（第 56 条の 8 第 1 項等）
- ・医療法人の合併又は分割認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第 58 条の 3 等）
- ・医療法人の合併又は分割認可後の債権者への公告等の義務（第 58 条の 4 第 1 項等）

(2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）関係

- ・衛生検査所の登録の変更等の届出義務（第 20 条の 4 第 3 項）

(3) 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）関係

- ・歯科技工所の開設等の届出義務（第 21 条）

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

（昭和 22 年法律第 217 号）関係

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設等の届出義務
（第 9 条の 2）

(5) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）関係

- ・柔道整復師の施術所の開設等の届出義務（第 19 条）

第 2 医療法人又は地域医療連携推進法人に係る破産手続開始の決定の留保について

特定非常災害により債務超過となった医療法人又は地域医療連携推進法人については、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和 7 年 12 月 31 日までは破産手続開始の決定をすることができない。（法第 5 条、政令第 5 条）

以上